

徳島市自転車活用推進計画における取組(案)



目次

1. はじめに

- 1. 1 本市における自転車を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1. 2 計画目的と計画期間、計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1. 3 基本理念と基本方針、施策概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. 取組施策（案）について

- 2. 1 各取組施策の推進スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 2 「走る」における取組施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 3 「守る」における取組施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 4 「停める」における取組施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2. 5 「活かす」における取組施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

3. 計画目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

1.1 本市における自転車を取り巻く現状と課題

現状

自転車通行空間

- 自転車分担率が県庁所在地中第4位と高い。
- 自転車事故者数の減少割合が、他都市と比べて低い。

自転車交通ルール安全利用

- 歩道内の通行ルール等が正しく認識されておらず、歩道上での自転車関連のヒヤリハットが多い。
- 大人の自転車安全教育受講経験者が少ない。
- 自転車損害賠償保険加入率、ヘルメットの着用率、自転車点検の実施率が低い。

自転車駐輪環境

- 放置自転車は、年間約1,600台存在しており、特定店舗等付近での数時間の違法駐輪が多い。
- 徳島駅前地下駐輪場では、利用台数は減少傾向にあるが、依然として利用率が高い傾向にある。
- 徳島駅前地下駐輪場は、長い坂が折り返していて、高齢者にとって不便である。

自転車の利用促進

- レンタサイクル事業の利用台数は、増加傾向にある。
- 自動車の渋滞緩和対策や健康増進の手法として、自転車の利用促進に向けての広報活動を実施している。
- 徳島県が推進しているサイクルコースが、徳島市内にも複数存在している。



課題

自転車通行空間

- 安全で快適な自転車通行空間である自転車ネットワークの形成

自転車交通ルール安全利用

- 交通ルール及び交通マナーの向上
- 広い年代への交通安全教育の充実
- 自転車損害賠償保険の普及促進
- ヘルメット着用率の向上
- 自転車整備不良への注意喚起

自転車駐輪環境

- 放置自転車の更なる削減
- 短時間駐輪需要への対応
- 既存駐輪場の利便性の向上

自転車の利用促進

- レンタサイクル事業の更なる充実と利用促進
- 自動車依存からの脱却
- 自転車の楽しさに関するPR活動
- サイクリストにとって有益な情報の提供

1.2 計画目的と計画期間、計画の位置付け

計画目的

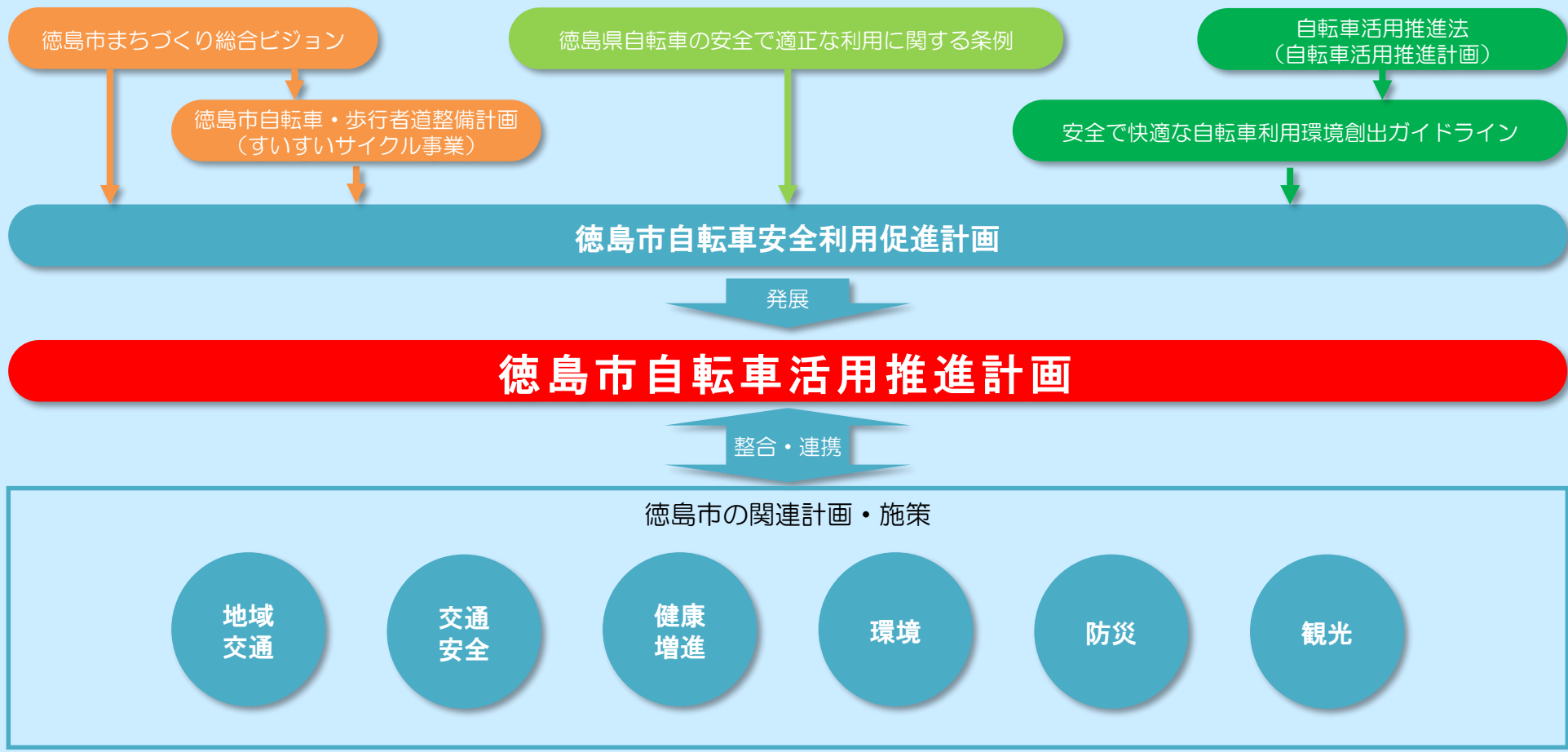
誰もが安全で快適に自転車を利用できるまちを目指し、「徳島市自転車活用推進計画」を策定する。

計画期間

前年度に策定した「徳島市自転車安全利用促進計画」を踏まえ、令和元年度から令和10年度までとする。

計画の位置付け

「徳島市まちづくり総合ビジョン」を上位計画とし、国や県の「自転車活用推進法」「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」に準拠した計画とする。



1.3 基本理念と基本方針、施策概要

基本理念

「走る」「守る」「停める」「活かす」をキーワードに、「様々な交通手段が共存しながら道路空間を利用し、誰もが安全で快適に自転車を利用できるまち」を目標とする。



自転車通行空間の確保

安全で安心な交通環境を創出するために、全ての人に配慮した自転車通行空間の整備や啓発活動などを行う。

方針

安全で快適な
自転車ネットワークの構築

施策① 自転車通行空間の整備

施策② 自転車通行空間が整備された路線の広報活動

交通ルールの周知・啓発



歩行者、自転車、自動車などが互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあう安全で安心な交通環境を創出するために、自転車に関する交通ルールやマナーの啓発活動などを行う。

方針1

交通ルール・マナーの周知・徹底

施策① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

施策② 自転車交通安全啓発教材の作成・活用

施策③ 自転車交通ルールの啓発活動

方針2

自転車の安心・安全利用に備える

施策④ 自転車損害賠償責任保険等の加入促進に向けた啓発活動

施策⑤ 定期的な自転車点検の促進に向けた啓発活動

施策⑥ 安全性の高い自転車の普及に向けた啓発活動

駐輪環境の確保



自転車の利用促進により懸念される違法駐輪による通行障害問題への対策として、地域の需要に応じた駐輪施設の整備や駐輪に関する啓発活動などを行う。

方針1

放置自転車の抑制

施策① 放置自転車撤去活動

施策② 放置自転車の抑制に向けた啓発活動

方針2

各種駐輪需要に応じた
駐輪施設の整備

施策③ 短時間駐輪需要を満たす小規模駐輪場の整備

施策④ 徳島駅前地下駐輪場の機能強化

自転車を活かしたまちづくり



自転車を利用する利点である「健康増進」や「観光振興」「環境保全」などに注目し、自転車を活用したまちづくりへ取り組み。

方針1

自転車による周遊性の向上

施策① シェアサイクルの導入

方針2

サイクルツーリズムの推進

施策② サイクルツーリスト向けの広報活動

施策③ サイクルツーリスト向け案内標示等の整備

方針3

日常的な自転車利用の促進

施策④ 自転車を活用した健康づくりへの啓発活動

施策⑤ 自転車を活用した交通渋滞対策への啓発活動

施策⑥ 自転車を活用した環境保全への啓発活動

方針4

自転車の楽しさを体感する機会の創出

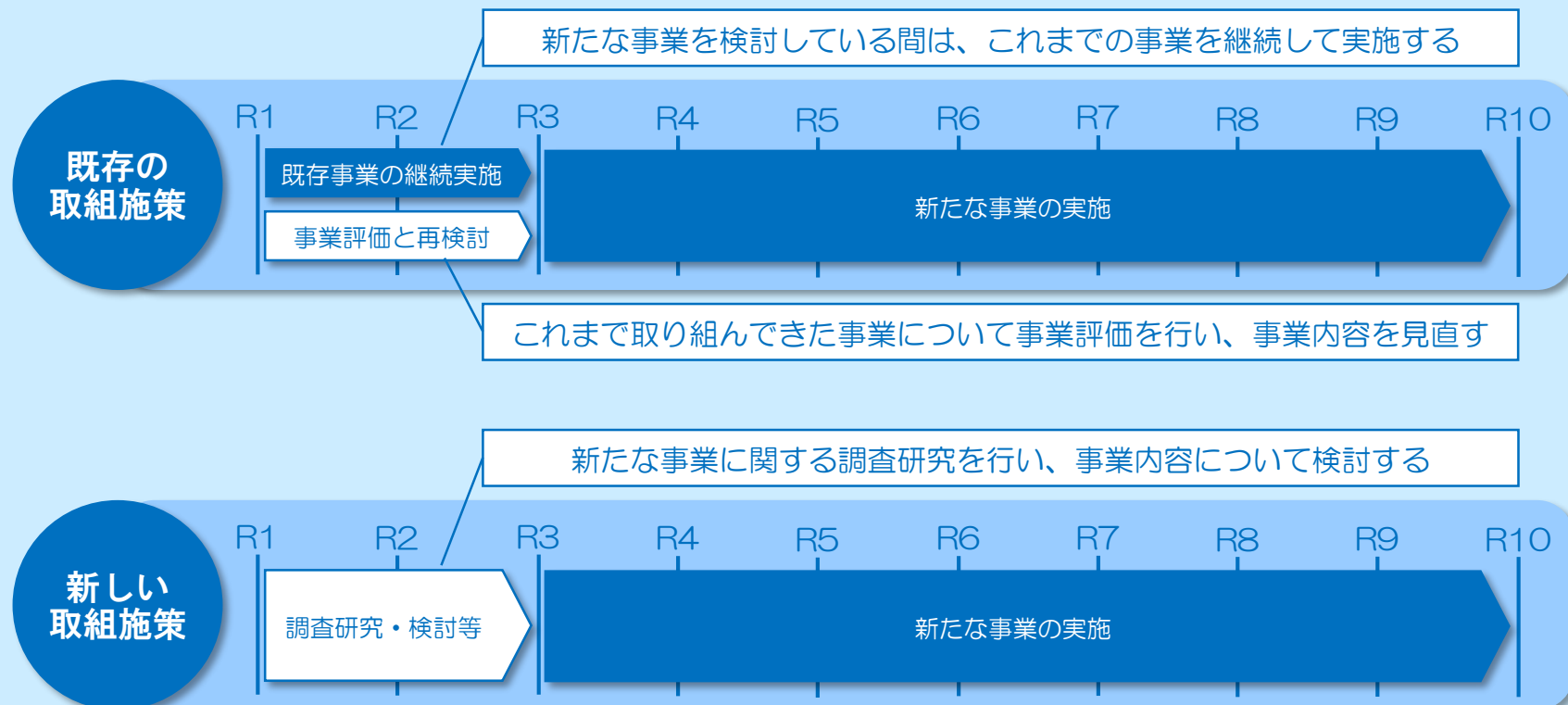
施策⑦ サイクルイベントの開催・支援

2.1 各取組施策の推進スケジュールについて

基本的な考え方

「徳島市自転車安全利用促進計画」を踏まえ、以下の推進スケジュールを標準とする。

- 調査研究や検討等：令和2年度まで
- 新たな取組施策への着手：令和3年度から



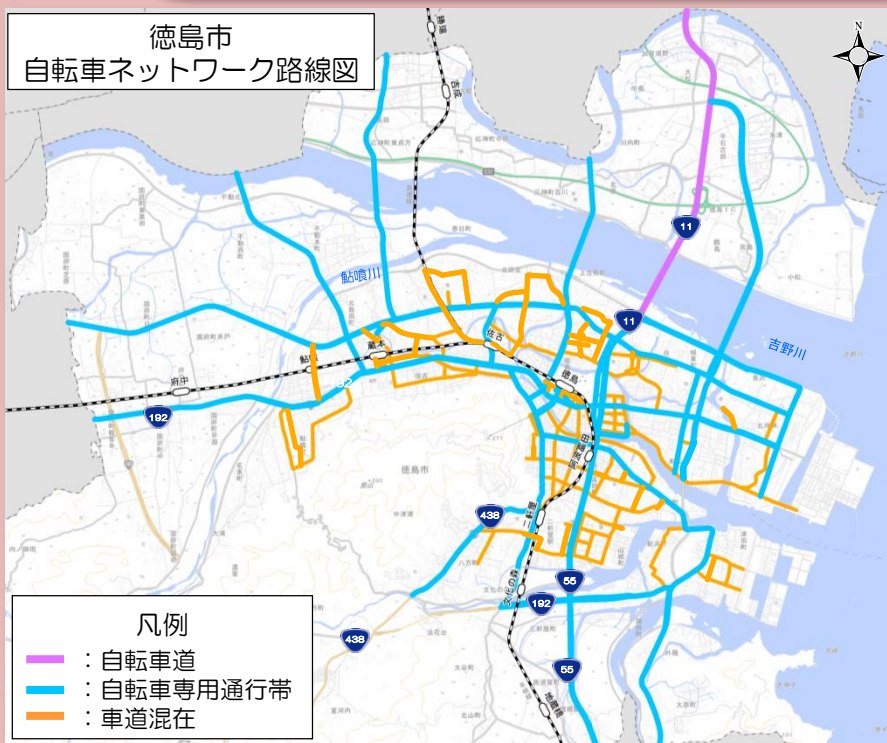
- 上記を標準としつつ、関連計画等を勘案して推進スケジュールを決定する。

2.2 「走る」における取組施策

【道路建設課】

施策① 自転車通行空間の整備

安全で快適な自転車利用環境の向上を図るために必要な路線を「自転車ネットワーク路線」として選定し、各路線の実情に合わせた整備形態で自転車通行空間を整備する。



▲ 自転車道【出典：内閣府HP】



▲ 自転車専用通行帯【出典：尼崎市HP】



▲ 車道混在【出典：横浜市HP】

推進
スケジュール



2.2 「走る」における取組施策

自転車ネットワーク路線の路線選定【徳島市自転車安全利用促進計画より抜粋】

1

- 自転車通行空間整備に関しては、自転車利用者の安全を速やかに向上させるため、優先的計画策定エリアを設定。
- 設定するにあたっての指標は、「①自転車利用需要の多いエリア」かつ「②自転車関連事故件数の多いエリア」



2.2 「走る」における取組施策

自転車ネットワーク路線の路線選定【徳島市自転車安全利用促進計画より抜粋】

- 2 ● 優先的計画策定エリア内で、以下の視点や検討項目をもとに自転車ネットワーク路線を選定

視点	検討項目	検討に使用するデータ 等
自転車利用の多い路線	① 自転車需要が多い路線	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車交通量（H17道路交通センサス） ● 青少年育成補導センターヒアリング結果
安全性を確保する必要性の高い路線	② 自転車関連の死傷事故件数が多い路線	<ul style="list-style-type: none"> ● イタルダ事故データ（H27自転車関連事故）
地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線	③ 自転車利用の拠点となる施設を結ぶ路線	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道駅、大学・高校、商業施設、公共施設の位置を整理 ● 青少年育成補導センターヒアリング結果
	④ 関連計画で位置づけられた路線	<ul style="list-style-type: none"> ● 「すいすいサイクル事業」（徳島市）（H28時点）
	⑤ 自転車レーン整備可能路線	<ul style="list-style-type: none"> ● 路肩幅員1m以上の路線
ネットワークの連続性を確保するために必要な路線	⑥ ネットワークの連続性を確保する路線	①～⑤の該当路線を連結させる路線
優先的計画策定エリアに進入し、自転車の中距離型利用の転換を促進する路線	⑦ 自動車の交通量が多く（20,000台/日以上）かつ、主要渋滞箇所が存在する路線	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車交通量（H27調査） ● 徳島市の主要渋滞箇所

2.2 「走る」における取組施策

自転車ネットワーク路線の整備形態選定【徳島市自転車安全利用促進計画より抜粋】

1

- 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）」に準拠し、各自転車ネットワーク路線の整備形態を以下の3つに分類

整備形態	【整備イメージ】	
自転車道	<p>緑石線・柵その他これに類する工作物により区画</p> <p>歩道 自転車道</p>	<p>歩道 自転車専用</p>
自転車専用通行帯	<p>歩道 自転車専用通行帯 車道</p>	<p>歩道 自転車専用</p>
自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在)	<p>歩道 車道</p> <p>ピクトグラム等を設置</p>	<p>(1) 歩道のある道路における対策</p> <p>【路肩・停車帯内の対策】</p> <p>歩道 車道 歩道 車道 歩道 車道</p> <p>【車線内の対策】</p> <p>※矢羽根型路面表示は外側線の下に重複させることができる</p> <p>(2) 歩道のない道路における対策</p> <p>【車線内の対策】</p> <p>路側帯 車道</p>



▲ 各整備形態の概要【出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン】

2.2 「走る」における取組施策

自転車ネットワーク路線の整備形態選定【徳島市自転車安全利用促進計画より抜粋】

1

- 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）」に準拠し、各自転車ネットワーク路線の整備形態を以下の3つに分類

🚗 60km/h以上

自転車道

その他

自転車専用通行帯

🚗 40km/h以下
+
🚗 4,000台/日以下

車道混在

交通量データのない路線の整備形態（完成形態）の選定について

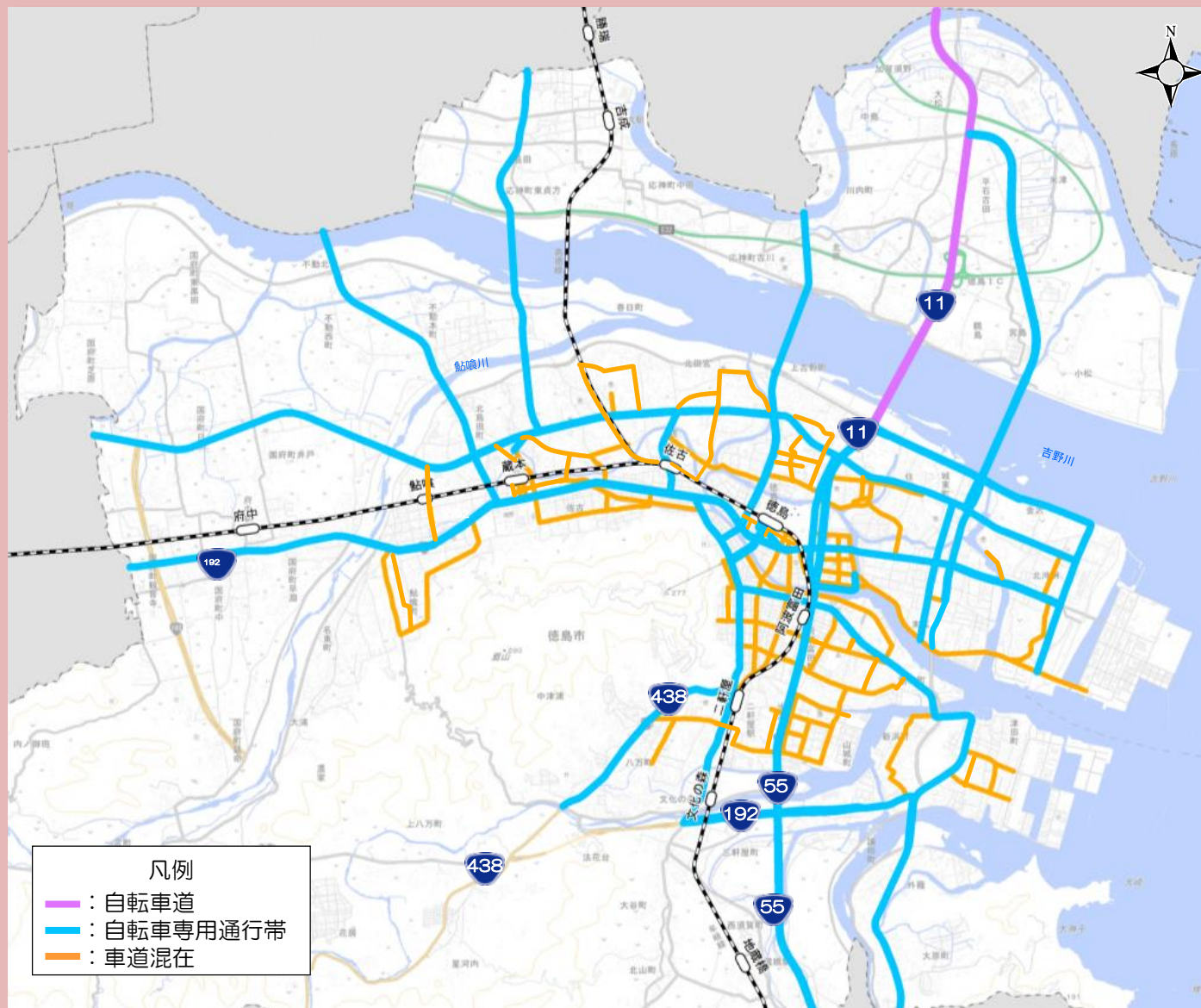
- ① 最高指定速度60km/h⇒自転車道
- ② 車線数2車線かつ最高指定速度50km/h⇒自転車専用通行帯
- ③ 車線数4車線以上⇒自転車専用通行帯
- ④ ①～③以外の路線は、基本車道混在とする。

ただし、交通量の多い国道や県道と接続する場合、自転車専用通行帯とする。

- 地域の要望や前後区間の道路構造の連続性を勘案し、一時的に上記整備形態と異なる整備形態も可能とする
- 既に普通自転車歩道通行可能となっている路線については、上記整備形態と自転車歩道通行可規制を併用し、自転車の車道走行への推移等を確認しながら、自転車歩道通行可規制を解除し、歩行者の安全も確保する

2.2 「走る」における取組施策

自転車ネットワーク路線の整備形態【徳島市自転車安全利用促進計画より抜粋】



2.2 「走る」における取組施策

暫定整備形態と優先整備路線の選定

- 1 自転車通行空間整備を更に効率的かつ効果的に推進するため、自転車ネットワーク路線内で優先整備路線を設定

優先整備路線の選定指標（案）

- 自転車交通量の多い路線
- 自転車関連事故の多い路線
- 自転車指導啓発重点地区・路線
- 自転車関連施設を結ぶ路線



優先整備路線を選定し
整備順位を決定

自転車指導啓発重点地区・路線とは？

徳島県警が指定している「県下11地区17路線」のことで、重点的な自転車安全指導を実施

徳島市内の自転車指導啓発重点地区

- 徳島駅前周辺
- 佐古駅周辺及び高架下側道

徳島市内の自転車指導啓発重点路線

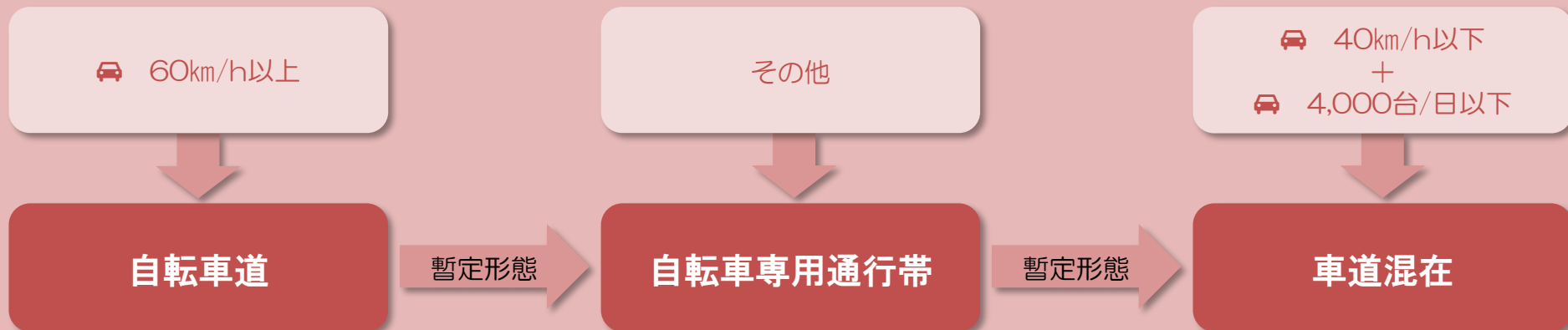
- 国道11号線（かちどき橋1丁目～中徳島1丁目のうち0.7km）
- 国道192号線（佐古一番町～国府町観音寺のうち7.3km）
- 県道徳島鴨島線（中吉野4丁目～中島田4丁目のうち4.7km）

2.2 「走る」における取組施策

暫定整備形態と優先整備路線の選定

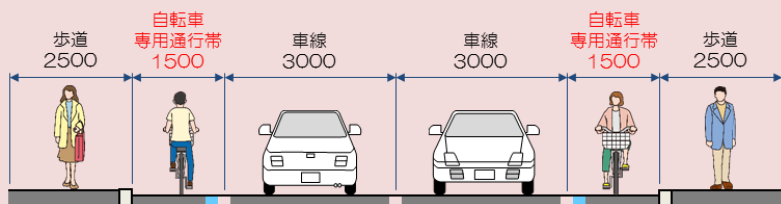
2

「徳島市自転車安全利用促進計画」で選定した整備形態は、選定条件をもとに機械的に分類した「完成形態」であるため、道路幅員等を確認し、「完成形態」での整備が当面困難な路線については、「暫定形態」を選定



完成形態の断面図

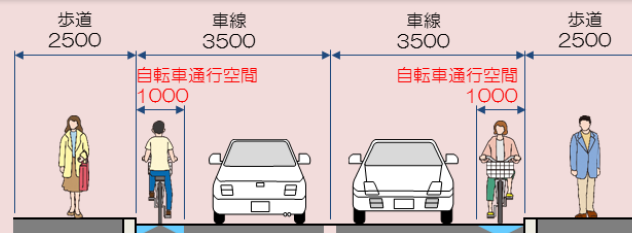
「自転車専用通行帯」を整備するためには、道路幅員が14.0m必要なのに、現状12.0mしかない…



暫定的に

暫定形態の断面図

整備形態を「車道混在」に変更して自転車通行空間を速やかに確保



- 暫定形態でも自転車通行空間整備が困難な場合については、代替路の可能性について検討する。

2.2 「走る」における取組施策



【道路建設課】

施策② 自転車通行空間が整備された路線の広報活動

整備した路線の事業効果を高めるため、整備が完了したことや、通行方法等について広報活動を行う。また、事前・事後の利用状況を調査し、整備効果について広報活動する。

自転車専用通行帯 学園大通り 県内初!

平成25年9月29日供用開始
大江電停前交差点～大江電停前交差点

「目的」
・歩道の安全確保
・車道を走る自転車の安全確保

整備前

整備後

自転車は車道です！車道通行が原則だよ。

県内初です！ルール・マナーの啓発を行っています。

自転車専用通行帯は……
●左側通行です
●自転車だけ通れます
●一列で走行
●車道用信号が赤の時は停止しましょう

自転車の走る場所をハッキリさせ、安全で快適な自転車専用通行帯整備に努めました！

金沢の自転車施策の主な効果と今後の展望

金沢の自転車施策の主な効果

1 自転車通行空間の整備状況

自転車通行空間が32.9kmまで延長

2 自転車関連事故の減少

金沢市の事故発生率が65%減少

3 道路利用者の交通安全意識の向上

自転車の車道左側通行が増加、ドライバーも効果的と評価

これから 総合的な自転車の活用推進に向けた取り組み

「安全な自転車専用通行帯整備」を主体とした自転車施策の展開

「自転車活用推進法」の制定・施行(2015)
「自転車活用推進計画」の策定(2016)

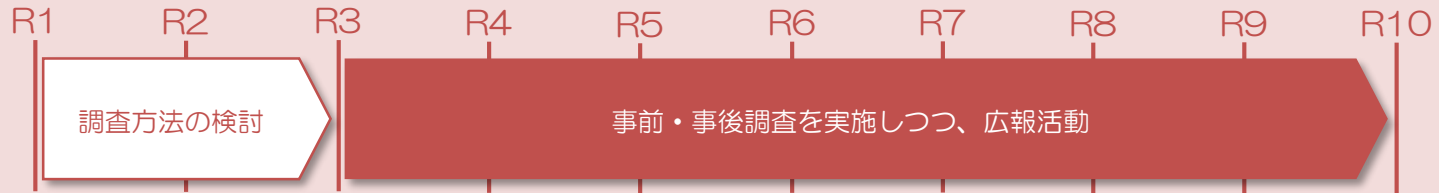
道路交通分野のみならず、環境、健康、観光などの幅広い分野に自転車を活用



▲ 自転車通行空間整備効果の広報活動例【出典：金沢市HP】

▲ 自転車通行空間整備完了路線の広報例【出典：熊本市HP】

推進スケジュール



2.3 「守る」における取組施策

【市民生活課】

守る



施策① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

現在の交通安全教育を見直し、交通安全教育を幼児、児童、生徒、学生、社会人、高齢者など幅広い世代に対し、各世代に応じた交通安全教育を実施する。

【自転車に乗りたて】

正しい自転車の乗り方



【中学生】 【高校生】

正しい交通ルールやマナー



【社会人】
運転免許取得時や更新時の交通安全教室

【子育て世代の保護者】
保護者から子どもへの交通安全教育の重要性



【高齢者】

加齢による
身体能力・判断力の低下を考慮した
自転車の利用方法



推進
スケジュール



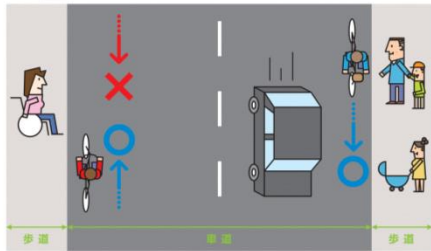
施策② 自転車交通安全啓発教材の作成・活用

自転車の交通ルールやマナーだけでなく、自転車損害賠償責任保険等や安全な自転車の選び方など、自転車の利用に必要な知識を総合的にまとめたルールブックを作成し、各世代の交通安全教育などで効果的に活用する。

安全のためのポイント 1

車道の左側を走りましょう。

自転車は車であり、歩行者ではありません！
車道の左側のはしを走ることが、安全につながります。(道路交通法で定められています)
車道の右側通行は禁止です。



① 歩道通行は危険です！

歩行者のそばを通るときは

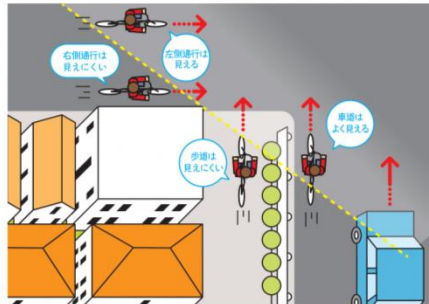
安全な間隔をあけて、すぐに止まることができる速さで進みます。あけられない時は自転車から降りて、押して歩きましょう。



歩道では歩行者が優先です！

歩道は歩行者のためのもので、自転車が歩道を通って歩行者との事故を起こした場合、裁判では原則歩行者に過失はないと判断されます。
(2010年3月 東京・横浜・名古屋・大阪地裁基準)

② 右側や歩道の通行は交差点でも危険です！ 右側や歩道を走っていると車から見落とされます！



歩道を走ることができるのは

- 自転車歩道通行の標識があるとき
- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方
- 自転車通行の安全を確保するためにやむを得ない場合
例えば...
- 車の交通量が多いうえに車道の幅が狭いため、車とぶつかる危険があるとき
- 道路工事や駐車車両などのために、車道の左側を通行するのが困難なとき



自転車専用通行帯(自転車レーン)があるときは

自転車専用通行帯があるところでは、やむを得ない場合を除いて、自転車専用通行帯を通行しなければなりません。



安全のためのポイント 4

万が一に備えましょう。

① ヘルメットをかぶりましょう！

万が一事故にあった場合に、被害を少しでも小さくするため、ヘルメットを正しくかぶりましょう。



自転車の事故では、頭部のケガで亡くなる方が多いです。

児童・幼児の保護者は、子どもが自転車を運転するときや幼児を自転車に同乗させるときには、必ずヘルメットをかぶらせましょう。

② 保険に加入しましょう！

自転車でも事故を起こしたら責任が問われます。高額な損害賠償を請求されるケースも発生しています。万が一に備え、保険に加入しましょう。

保険の種類	事故の相手		自分 死亡 けが 財産	保険対象の概要	
	死亡	けが		死亡	けが
個人賠償責任保険	○	○	×	×	被害者に対する損害賠償責任が生じた場合に保険金が支払われます。
傷害保険	×	×	○	○	自分がけがをしったり亡くなった場合に保険金が支払われます。
TSMARKの保険	○	×	○	○	被害者や自分がけがをしったり亡くなった場合に保険金が支払われます。

※くわしくは、保険会社や損害保険代理店にお問い合わせください。

○事例

50歳代の女性が、携帯電話を使用しながら自転車に乗っていた高校生に背後から衝突され、重い後遺障害が残った。高校生とその父親を相手に損害賠償の支払いを求め、裁判所は約5,000万円の支払いを命じた。



③ 自転車をきちんと点検しましょう！

自転車に乗る前にはきちんと点検して、具合の悪いところが見つかったら、お近くの自転車店で整備・修理してもらいましょう。

TSMARKをご存じですか？

TSMARKは、自転車安全整備士が点検・整備し、法律の基準に適合している自転車に貼り付けられます。TSMARKの貼られた自転車には、有効期限内の事故に対して賠償責任保険と傷害保険が付いています。有効期限は1年です。1年に1度、自転車安全整備店で点検・整備して、TSMARKを貼りましょう。



金沢市では、自転車を走りやすくするために道路を整備しています。



↑ 自転車走行指導帯

車道の上に、自転車が走る場所を自転車マークと矢印で表示しています。

▲ 自転車ルールブックの作成例【出典：金沢市HP】

推進スケジュール



2.3 「守る」における取組施策

【市民生活課】

施策③ 自転車交通ルールの啓発活動

徳島県警と協力して行う交通安全キャンペーンや、本市ホームページ、広報紙などで、自転車交通ルールやヘルメット着用などについて啓発活動を行う。



自転車走行のルール

自転車は車両です。自転車を安全に利用するために、ルールを守りましょう。

- 自転車は車道通行が原則、歩道は例外です。
- 車道では左側を通行してください。
- 自転車通行可能な歩道では歩行者優先で通行してください。
- 安全ルールを守ってください。
 - 飲酒運転禁止 ● 2人乗り禁止 ● 並進禁止
 - 信号を守る ● 交差点での一時停止と安全確認

知っていますか？守っていますか？ 自転車の安全ルール

自分を守るために

- 車道は、左側通行！右側通行は禁止です。
- 歩道通行中でも脇道から出てくる車に要注意

歩行者を守るために

- 自転車は、車の仲間です。車道が原則、歩道は例外！
- 歩道では、歩行者優先で車道横りを横行

安全に運転するために

- 夜間暗視用ライトを点灯し、車からよく見えるように
- 並進禁止！
- 2人乗り禁止！
- 傘差し運転禁止！
- 携帯電話などの使用禁止！
- 大きな音でのヘッドホン禁止！

罰金・没収などの罰則が示されています。

自転車のルール

自転車のルールが改正されました!!

道路交通法が改正されました!!

自転車運転講習を受けると...

- 講習受講料
- 講習受講料の減免
- 講習受講料の減免
- 講習受講料の減免

▲ ホームページやパンフレットを活用した啓発活動例【出典：まちなりHP(事業主体：金沢市)】



2.3 「守る」における取組施策



【市民生活課】

施策④ 自転車損害賠償責任保険等の加入促進に向けた啓発活動

自転車損害賠償責任保険等に関するパンフレット等を活用し、啓発活動を行う。また、必要に応じて、自転車販売店や保険会社等と連携し、啓発活動を行う。

徳島県のみなさん しっかりとるで?

【徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例】

ヘルメットの着用
道路において自転車で乗るときは、乗車用のヘルメットを着用しましょう。

みんなヘルメットを着用しましょう。
おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、お兄さん、お姉さん、僕も、わたしも

自転車の点検整備
自転車は自動車と同じ車両の仲間です。点検整備は自転車利用者の責任であることを自覚しましょう。自分自身で日常的な点検を行うとともに、年に一回程度は、自転車店で点検整備を行ってください。

損害賠償保険等への加入
自転車事故により他人に与えた損害の賠償を保障する保険に加入してください。一度、自分が加入している各種保険(自動車保険等の特約や付帯保険等)を確認してみてください。

▲ 県条例のパンフレット【出典：徳島県警HP】

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例を改正しました。
(平成30年4月1日施行)

条例改正のポイント

- 自転車は「車両」であることを明記**
自転車は車の仲間です。歩行者の安全確保を図るとともに、車道の左側を走りましょう。また、ヘルメット着用、自転車損害賠償保険加入、点検整備などを行います。
- 自転車損害賠償保険の加入義務化**
①自転車の利用者
②保護者(未成年の子に対して)
③事業者(従業員に事業を目的に自転車を利用させるとき)
④自転車貸付業者等
- 乗車用ヘルメットの着用努力義務化**
①保護者(中学生以下の子に対して)
②高齢者(70歳以上の方に対して)
転倒した場合に身を守るために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- その他**
●自転車通行空間の整備推進 ●防犯対策(防犯登録、施設)
●自転車損害賠償保険の加入の確認、情報提供、乗車用ヘルメットの情報提供(自転車小売業者)

自転車損害賠償保険の種類(例)

保険の種類(例)	加入の要否	加入の条件
火災保険の特約(個人賠償責任補償特約)	任意	PTAD保険
自動車保険の特約(個人賠償責任補償特約)	任意	交通安全協会
傷害保険の特約(個人賠償責任補償特約)	任意	クレジットカードに付帯した保険
火災共済(個人賠償責任補償特約)	任意	自転車向け保険
自動車共済(個人賠償責任補償特約)	任意	自転車の車体に付帯した保険(TSマーク)
傷害共済(個人賠償責任補償特約)	任意	

条例でいう保険とは、「相手方の生命又は身体の損害を補償できるもの」をいいます。
※保険に既に加入している場合がありますので裏面のチェックシートで加入状況をご確認ください。

金沢市 自転車条例 検索 スマートの方はこちらから

▲ 自転車損害賠償責任保険等パンフレット例【出典：金沢市HP】

まずは、保険に加入しているか確認しましょう!

高額賠償事例 **9,521万円** (平成25年神戸地裁)
男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中で歩行中の女性と正面衝突。被害者は意識不明。

保険加入チェックシート

自転車利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車損害賠償保険)に加入していますか。
※(任意で加入した自動車に付帯する「TSマーク」等)もこの欄に該当します。

はい → 自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか。
いいえ → 共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか。
いいえ → 自転車損害賠償保険に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。
いいえ → 自転車の車体に付帯した保険(TSマーク)等にも、自転車損害賠償保険に相当する補償がついている場合があります。

はい → 自転車損害賠償保険に加入しています。
いいえ → お手元にて保険証券を用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。
いいえ → 自転車損害賠償保険への加入が必要です。

自転車安全利用促進事業連携企業・団体
自転車損害賠償保険等に関する相談は、下記の金沢市と事業連携協定を締結した各損害保険会社及び共済組合へお問い合わせください。

企業・団体名	連絡先	企業・団体名	連絡先
あいちこめて(財)損害保険株式会社(たけなごグループ)	0120-101-101	ANG損害保険株式会社	076-222-0005
共栄大海上損害保険株式会社(北陸支店)	0120-719-112	徳島市市民共済生活協同組合	076-231-7187
セコム損害保険株式会社(支店)	076-264-0131	徳島県信用組合グループのしんわ	0120-44-9431
損害保険ジャパン(日本損害保険株式会社)のグループ	0120-40-3196	金沢市 石川県連本部	076-223-4007
東京海上日動火災保険株式会社(イオン・ネットサポート)	0120-877-221	大学生協関西北陸事業連合会(金沢本部)	076-262-6545
三井住友海上火災保険株式会社(金沢支店)	076-223-9912	金田川農業協同組合連合会(石川県本部)	076-266-1127 徳島県農業協同組合 076-237-3833

推進スケジュール



2.3 「守る」における取組施策

【市民生活課】

施策⑤ 定期的な自転車点検の促進に向けた啓発活動

定期的な自転車点検や自転車の整備方法に関するパンフレット等を活用し、啓発活動を行う。また、必要に応じて、自転車販売店や学校と連携し、啓発活動を行う。

守る



徳島県のみなさん しっとりて?

「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」

ヘルメットの着用
道路において自転車に乗車するときは、乗車用のヘルメットを着用しましょう。

おいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、お兄さん、お姉さん、僕も、わたしも、みんなヘルメットを着用しましょう。

自転車の点検整備
※運転・通学・通勤など自転車を利用する場合は、必ず行ってください。
自転車は自動車と同じ「車両」の仲間です。点検整備は自転車利用者の責任であることを自覚しましょう。自分自身で定期的な点検を行うとともに、年に一回程度は、自転車店で点検整備を行ってください。

損害賠償保険等への加入
自転車事故により他人に与えた損害の賠償を保障する保険に加入してください。一度、自らが加入している各種保険（自動車保険等の特約や付帯保険等）を確認してみてください。

徳島県警察

▲ 県条例のパンフレット
【出典：徳島県警HP】

知っていますか？

赤色TSマークを貼った自転車なら、安心の保険が付いています。

傷害補償と賠償責任補償、被害者見舞金がセットになっているので、もしもの時に安心です。特に平成29年10月1日から、賠償責任補償の限度額が1億円となり、さらに安心が広がりました。（※年齢に関係なく、どなたでも入れます）

徳島県交通安全協会
TSマーク
賠償責任・傷害補償付（1年間有効）
自転車安全整備士番号
点検 年 月 日

このマークのある自転車安全整備店で、点検整備を受けて、TSマークを貼ってもらおうと、保険が付帯されます。

TSマーク取得・更新から付帯保険金請求までの流れ

事故が発生した場合は、速やかに最寄りの警察署へ届けるとともに、必ず三井住友海上火災保険株式会社へ連絡をしてください。

- まずは、TSマークを貼る!
- もしも、事故が発生したら...
- 1年ごとの更新を忘れずに!

自転車安全整備店であれば、購入した店でも点検整備を受けて、TSマークを貼ることができます。

110番又は交番・警察署へ事故の届け出を行い、上記の事故受付センターへ事故発生連絡を行うと保険金請求手続きのご案内がきます。

TSマーク付帯保険の有効期間は1年です。毎年1回は点検整備を受けて、TSマークを更新しましょう。

自転車のチェックポイント
自転車安全整備店では、点検整備基準に基づいて、図のチェックポイントを重点的に点検し、速やかに整備します。

▲ 自転車点検に関する広報例
【出典：公営財団法人日本交通管理技術協会HP】

「TSマーク点検」更新のお知らせ

TSマーク付帯保険の有効期限は点検日より1年間です。自転車の快適なご利用をいただいていることと存じます。さて、TSマークを貼付して早1年になります。TSマーク付帯保険の有効期限が、まもなく終了いたしますので、当店にて自転車の点検整備（有料）を行い、新しく補償期間1年のTSマークを貼付いたします。ぜひ、お気軽にご来店ください。

TSマークで安全・安心 TSマークは、道路交通法令の基準に適合する自転車の交通安全マークです。このTSマークには以下の内容の付帯保険（1年間有効）がついています。

賠償責任補償 ^{※1}	限度額	1億円
傷害補償	死亡・重傷後遺障害 ^{※2}	一律100万円
	傷害入院15日以上	一律10万円
	被害者見舞金（傷害入院15日以上）	一律10万円

※1 発生額に上限なし（任意で任意保険併用可）※2 1-4級のうち5、1-4級に該当する場合は、発生額に上限あり

※このご案内は、TSマーク付帯保険加入前にこの記事の掲載をもちに、お送りさせていただいております。

推進
スケジュール



施策⑥ 安全性の高い自転車の普及に向けた啓発活動

自転車を安全に利用するため、年代・目的に応じた車種の紹介や品質基準を示すマークの紹介など自転車の選び方に関するパンフレット等を活用し、啓発活動を行う。また、必要に応じて、自転車販売店や市民活動団体等と連携し、啓発活動を行う。



ブレーキ がちがう!

雨の日でもしっかり止まる!

晴れの日はもちろん、雨の日でも安全に止まれるかを確認しています。

ライト がちがう!

はっきり前が見える明るさ!

安全のために必要な明るさの決まり(JIS規格)に合格しています。

※暗くなると自動で亮る(オートライト)または、手元でつけられる(手元ライト)がっています。

フレーム がちがう!

丈夫でこわれにくい!

何万回と大きな力をかけても、自転車は折れたり、曲がったりしていません。厳しくチェックしています。

リフレクタ がちがう!

クルマのライトにキラッと反射!

クルマに自転車があることを知らせる、反射板(リフレクタ)の明るさをチェックしています。だから暗い夜道を走るときも安心です。

ハンドル・ペダル・サドルなど他にもたくさんの安全チェックをおこなっています!

BAAマークとは?

一般社団法人自転車協会の安全基準に適合した自転車を示すマークのことで、JIS(日本工業規格)をベースに、独自に厳しい基準値を設けたり、JISにない要件を加えるなど、より安全基準を高めたもの。(対象型式は以下のとおり)

<p>買物などの短距離に便利</p> <p>シティサイクル</p> <p>小型で軽く持ち運びに便利</p>	<p>シティサイクルロードバイクの間</p> <p>クロスバイク</p> <p>こどもの体に合わせた設計</p>	<p>速度が速くて長距離に最適</p> <p>ロードバイク</p> <p>電動アシストでペダルの踏む力を軽減</p>	<p>山道など路面状態の悪い道に最適</p> <p>マウンテンバイク</p> <p>子どもを乗せてもふらつきにくい</p>
<p>折りたたみ自転車</p>	<p>幼児車</p>	<p>電動アシスト付自転車</p>	<p>幼児二人同乗用自転車</p>

推進スケジュール



2.4 「停める」における取組施策

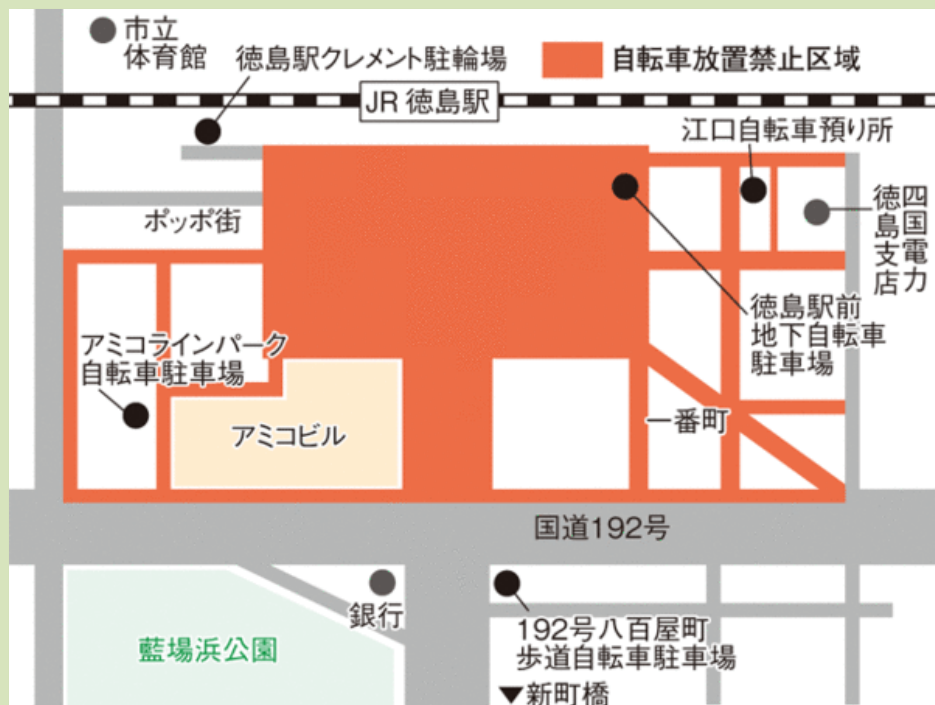
停める



【市民生活課】

施策① 放置自転車撤去活動

徳島駅周辺駐車禁止区域において、都市環境の悪化、災害時の防災活動、通行機能保持等の妨げの要因となる放置自転車を撤去する。



▲ 放置自転車撤去活動状況【出典：徳島市資料】

推進
スケジュール



2.4 「停める」における取組施策

停める



【市民生活課】

施策② 放置自転車の抑制に向けた啓発活動

放置自転車を抑制するため、駐輪禁止区域や放置自転車の多い場所において啓発活動を行う。



▲ 徳島駅前での駐輪啓発活動【出典：徳島市資料】



路面シート設置前



路面シート設置後



▲ 印象的な路面シートによる駐輪啓発活動【出典：大阪市HP】

推進
スケジュール



2.4 「停める」における取組施策

停める



施策③ 短時間駐輪需要を満たす小規模駐輪場の整備

【道路建設課】

歩道等への駐輪による通行障害の解消に向け、道路や公開空地などの公共空間を活用した小規模駐輪場の整備を、商店街や駐輪事業者等と連携して推進する。



大阪府豊中市中心市街地における
路上自転車駐輪場例



大阪市中心市街地における
歩道上のデッドスペースを活用した例



東京都豊島区新大塚駅周辺における
歩道を一部拡幅しての駐輪施設設置例
【出典：自転車等駐車場の整備のあり方に関する
ガイドライン】

▲ 短時間駐輪ニーズに合わせた小規模駐輪場例

推進
スケジュール



2.4 「停める」における取組施策

停める



【市民生活課】

施策④ 徳島駅前地下駐輪場の機能強化

徳島駅前地下駐輪場の機械化等による機能強化を行うことで利用者の利便性を向上させ、徳島駅前の自転車放置禁止区域内の放置自転車の削減を図る。



徳島駅前地下駐輪場の入出庫サービス（徳島市）



サイクルスロープの設置例
（千葉県市川市ターミナルシティ本八幡地下駐輪場）

▲ 徳島駅前地下駐輪場の機能強化例【出典：徳島市資料】

推進
スケジュール



2.5 「活かす」における取組施策

活かす



【観光課】

施策① シェアサイクルの導入

観光客の移動手段や公共交通機関の補完として、シェアサイクルを導入する。必要に応じて、民間のシェアサイクル事業者等と協力し、効果的かつ効率的なシステムとなるよう努める。

保険に加入しています
万が一の事故の際もご安心

GPS／準天頂衛星で位置データ管理
自転車位置をリアルタイム管理

簡易設置型のビーコンでポートを仮想管理
電源工事不要
半径 5m の範囲で貸出返却可能

迅速かつ一時的にポート設置可能
電源工事をせずにイベントや災害時など容易にポート設置可能

ICカード (おサイフケータイ) 対応
交通系ICカードやおサイフケータイでワンタッチ貸出しに対応

電動アシスト付自転車
坂道でも移動が楽々

導入コスト30%以上削減
専用機械ラック不要。
従来ポート型システムから導入コスト削減

<貸出>
(ICカード等を利用する場合)
① 自転車の操作パネルの【START】ボタンを押す
② 自転車の操作パネルにICカードをタッチ
③ 電子錠が自動で解き、利用可能

(ICカード等を利用しない場合)
① 携帯電話/スマートフォンで自転車を予約
② 自転車の操作パネルの【START】ボタンを押す
③ 自転車の操作パネルにパスコードを入力
④ 電子錠が自動で解き、利用可能

<返却>
① サイクルポートに止めて自転車の鍵をしめる。
② 操作パネルの【ENTER ボタン】を押して返却完了

▲ シェアサイクル導入例【出典：ドコモ・バイクシェアHP】

推進
スケジュール



2.5 「活かす」における取組施策

活かす



【スポーツ振興課】

施策② サイクルツーリスト向けの広報活動

四国四県の「四国一周サイクリングルート（モデルルート）」や徳島県の「自転車王国とくしま公式コース」等を支援するため、サイクリストへの広報活動を行う。

▲ 四国一周1,000kmサイクリングのルート【出典：愛媛県HP】

推進
スケジュール



2.5 「活かす」における取組施策

【道路建設課】

活かす



施策③ サイクルツーリスト向け案内標示等の整備

サイクリストが徳島市内のサイクリングコースを安全かつ快適に走行できるよう、ルート上に案内標示等を整備する。

事例：しまなみ海道

単路部での案内例



愛媛県今治市大三島(しまなみ海道)

交差点での案内例



①予告



②分岐

主要な地点までの距離について一定間隔(1kmごと)で設置



愛媛県今治市大島(しまなみ海道)



③分岐後

広島県尾道市(しまなみ海道)

現在位置がわかる地点表を一定間隔(500mごと)で設置

- 交差点等の分岐部において、進行方向を示すために、①50m手前、②分岐部、③分岐後に案内表示を設置している。

▲ ルート上の案内標示例【出典：国土交通省自転車活用推進本部資料】

推進
スケジュール



2.5 「活かす」における取組施策

活かす



【保健センター】

施策④ 自転車を活用した健康づくりの啓発活動

自転車の持つ心身の健康づくりへの効果に注目し、サイクリングによる健康づくりをキーワードとした広報活動を行う。

自転車のエネルギー消費量(kcal)

$4\text{メツツ} \times 1\text{時間} \times 60\text{kg} \times 1.05 = 252\text{kcal}$
※1kgの減量に7,000kcalが必要

$252\text{kcal} \times 80\text{日} = 20,160\text{kcal}$
 $20,160\text{kcal} / 7,000\text{kcal/kg} \dots$

約3kgの減量



1シーズン
(20日×4ヶ月)



▲ 60kgの人が通勤を自転車に変更した場合のダイエット効果例

推進
スケジュール





施策⑤ 自転車を活用した交通渋滞対策の啓発活動

渋滞緩和対策の一環として徳島地区渋滞対策協議会(事務局：徳島河川国道事務所)で行っている自転車通勤促進活動を支援する。

4. ソフト施策に関する取り組み方法 ①自転車利用促進チラシ作成 (5/5)

- 自転車利用によるメリットを写真やグラフを使い、視覚的に示した「自転車利用促進チラシ」を作成し、配布することで、自転車利用への転換を促し、自動車交通の抑制を図る。
- チラシの裏面は、路上看板への掲示内容とする。

(4)自転車利用促進チラシの作成

■表面

自転車通勤は良いことがたくさん。
あなたも自転車通勤してみませんか？

自転車通勤は健康増進につながります。

自転車は渋滞している車より…
早く着いて経済的！です。

チラシ(イメージ)

■裏面

「自転車通勤 始めませんか？」

車より自転車の方が早く着くし、家計も大助かり！

時間的なメリットを自転車と自動車の所要時間の差を示すことで分かりやすさを工夫

経済的なメリットを、自転車利用により節約できる金額を示すことで分かりやすさを工夫

健康面でのメリットを、消費カロリーを示すことで分かりやすさを工夫

▲ 自転車通勤促進活動【出典：徳島河川国道事務所資料】



2.5 「活かす」における取組施策

活かす

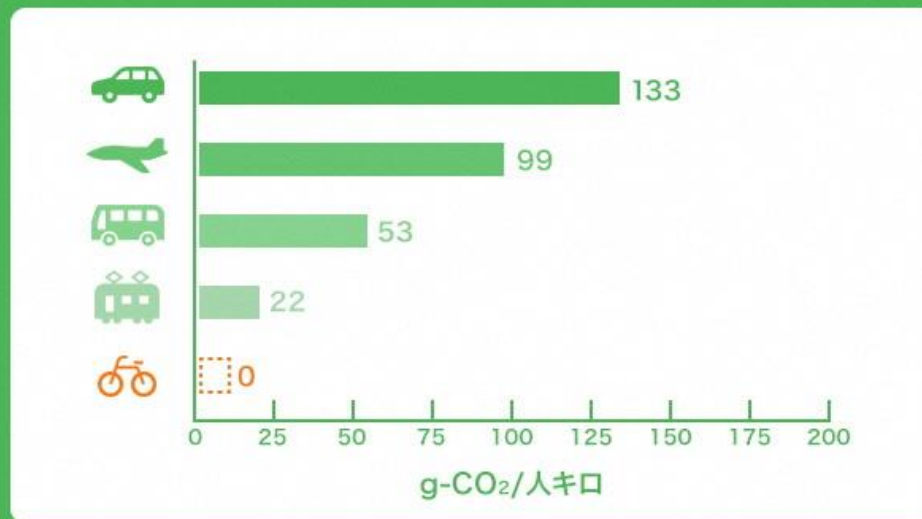


施策⑥ 自転車を活用した環境保全への啓発活動

【環境保全課】

CO2排出量の削減に自転車が効果的であることを示し、自転車を活用した環境保全への啓発活動を行う。

旅客輸送機関別の二酸化炭素排出原単位(2014年度)



▲ 各移動手段のCO2排出量【出典：尼崎市HP】

推進
スケジュール



3 計画目標

- 計画全体としての計画目標は、以下のとおりとする。
- 個別事業ごとの計画目標については、各事業で必要に応じて設定するものとする。

指 標 名	現状値	目標値 (R10)	走る	守る	停める	活かす
自転車通行空間の整備延長	1.1 km (H30)	優先整備路線 延長	○			
自転車関連事故件数	261 件 (H30)	100 件		○		
自転車交通ルールの認知度	75.2 % (H30)	100.0 %		○		
放置自転車撤去台数	1,556 台 (H30)	800 台			○	
シェアサイクル利用者数	要調査	現状値を受けて 設定				○
サイクルイベント参加者数	50 人 (H30)	100 人				○
特定健康診査の問診で、「1回30分以上の軽く汗をか く運動を週2日以上、1年以上実施」と答えた人の割合	43.5 % (H30)	48.0 %				○
安全に道路を通行できると感じる市民の割合	45.4 % (H30)	80.0 %	○	○	○	
自転車利用環境への満足度	要調査	現状値を受けて 設定	○	○	○	○